

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

違法設置の疑いがある昇降機の緊急点検の実施について

違法に設置されているエレベーター対策については、平成22年1月27日付け国住指第3968号により通知しているところです。

今般、平成21年4月20日に青森市の倉庫で発生したかごの鉄製柵と1階の天井部に挟まれたことによる死亡事故に係る昇降機に使用されていたリフトに関する情報を入手しましたので、該当する都道府県に通知いたします。

同様の事故防止の観点から、各特定行政庁において、当該昇降機に使用されていたリフトを製造・出荷した鈴木製機(株)の製品のうち、適法に利用されていることが確認できない物件について、違法設置エレベーターに利用されていないかどうかの点検を実施し、下記により建築物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に対して必要な措置を講じてください。

また、点検の結果、違法であることが確認された場合において、建築士・建築士事務所の関与が認められる場合には、平成18年5月11日付け国住指第541号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)」及び平成23年9月8日付け国住安第28号「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の対応について」に基づき適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴管内の特定行政庁に対しても、この旨周知するようお願いいたします。

記

1. 対象となる昇降機の特定等

特定行政庁は、別に送付するリストについて、特定行政庁に保存されている確認申請書等との照合、納入先へのヒアリング等をもとに、建築基準法(以下「法」という。)の適用を受ける昇降機を特定すること。

2. 点検の内容

特定行政庁は、上記1.において、法の適用を受ける昇降機に該当する事案があった

場合、法に基づく確認申請等の手続きがなされているかどうか確認するとともに、法第12条第5項に基づき、建築物の所有者等に対して、当該昇降機の適合性確認のため、基準適合の状況等について特定行政庁に報告するよう求めること(この場合において、図面・写真等の添付を求めるなど確認のために必要な図書等の提出を求めること)。報告がなされない物件及び報告の結果、適法に利用されていることが確認できない物件については、法第12条第6項に基づく立入検査を実施し、基準に適合しているかどうかについて確認を行うこと。

3. 問題がある場合の措置

特定行政庁は、上記2. の立入検査の結果について問題があると判断される場合には是正を指導するとともに、安全が確保されるまで当該昇降機の使用を確実に停止させるなど、所要の措置を講じること。所有者等が是正指導に従わない場合は、法第9条第1項に基づき是正命令を発するなど、適正な状態に改善させること。

4. 国土交通省への報告

都道府県におかれては、平成25年3月31日時点の上記2. の点検の実施状況等について貴管内の特定行政庁からの報告状況をとりまとめ、平成25年4月10日(水)までに別紙様式により当職まで報告すること。